

第3回松本市災害廃棄物処理計画策定専門部会 議事録

日 時：平成30年9月5日（水） 午前9時30分～11時00分

場 所：大手公民館 大会議室

内 容：(1) 松本市災害廃棄物処理計画（素案）について
(2) 次回の専門部会について

出席者：(委員) 野見山委員、梅崎委員、宮澤委員、山田委員、桐原委員、高村委員
(事務局) 土屋環境部長
＜環境政策課＞久保田課長、中村課長補佐、永元主事
＜環境保全課＞中嶋課長、八田係長
＜環境業務課＞百瀬課長、林係長
(委託業者) 応用地質㈱

- 1 開会
- 2 議事

議事(1) 松本市災害廃棄物処理計画（素案）について（環境政策課）

(部会長) 何か御意見はありますでしょうか。

(委員) 前回出た意見についてまとめていただいたことについての感想、意見を話させていただきます。ダム、砂防ダム、ため池等については、位置図を示していたほうが良いような気がします。要するに、どこにどのくらいあって、どういう災害が起きそうかということとはまとめておいたほうが良いというのが1点です。あと、土砂量については、予測することができないということですが、想定で最大限をとるとしているの、土砂を考慮した上で最大限とっているということで、何とか理解しようかなと思っています。

(部会長) ため池は平成32年度までにハザードマップを作成するというのと、土砂量は現時点では推計できないので、今回の四国での事案で情報が出てくることがあるので、市の危機管理の部門でも、出てきた時点でアップデートしていただくということになるでしょうか。

(環境政策課) ダム等の位置図についてのご意見は、その方がわかりやすく良いかと思いますが、いわゆる地域防災計画で災害対応のところ整理する部分と、本計画の廃棄物の視点で整理する部分が出てきます。例えばダムやため池の被害想定とか、あるいはそれに対する初動対応などについては、地域防災計画の方に譲りたいと考えております。それ

から、土砂量の解釈については、非常に温かい御意見をいただきましてありがとうございました。

(委員) 土砂というのは災害廃棄物ではないということですが、実際はどの部署が処理することになるのでしょうか。

(環境政策課) 時系列ではいろいろと出てくるとはと思いますが、第一義的には建設部主管で対応することになります。

(委員) 実際には、土砂と廃棄物が一緒になるため、どこが処理するかが問題になっているわけです。庁内における役割分担をしっかりと整理して、こういう場合にはこの部署でやる、こういう場合にはこの部署で引き受けるということをあらかじめ設定しておくことが非常に重要だと思います。

(委員) テレビ等を見ていますと、ボランティアの方々が作業されているのは、ほとんどが家屋の土砂ですね。それが、住民の方にしてみればすごく助かるわけです。庁内の縦役割分担はあるかと思いますが、河川からの土砂や斜面からの土砂もある意味災害廃棄物だという解釈は十分できると思いますし、やはり本計画に土砂に関する記述は何か入れてほしいと思います。

(部会長) 質問ですが、土砂と廃棄物が混ざってしまったものは、最終的に全て仕分けているのですか。

(環境業務課) 分別できないものについては埋立しています。当然その前段階では廃棄物と分けるという作業をしています。実際の現場では、建設部と環境部で協力体制、打合せをしながらどのようにするかを決めて対応することになります。

(委員) しかし、量の問題があると思います。分別できないような土砂が大量にあった場合に、組織的に整理しておかないと、現場での話し合いではできないのではないかと。そのあたりの準備も必要ではないかと思っています。

(委員) 今回の策定には間に合わないと思いますが、平成30年7月豪雨災害で事例が沢山出てきているわけです。土砂といっても、広島の扇状地での崩落土砂による土砂災害と岡山の真備地区の氾濫原での堆積物による土砂では、全然違うものですね。そういう意味でも、将来改定するときにはいろいろな事例を入れていく方が良いでしょう。今回、土砂災害警戒区域内の建物数を集計はされていますが、氾濫原での浸水害では、逆に細かい土砂が積もって撤去しにくいという別の問題も起きているので、土砂災害警戒区域以外、いわゆる浸水エリアでも土砂を想定しなければいけない。そのあたりも将来の課題として考えていただきたいと思っています。

(委員) 先ほど、地域防災計画と災害廃棄物処理計画で記載する内容を分けるというお話でしたけど、資料編もあるのでハザードマップなどはつけておいた方が良いでしょう。あまりばらばらでないほうが良いと思います。逆に言うと、要約編をつくらないといけないような気がします。

(部会長) ダム、砂防について、東京電力の見解ですと、大地震が起きても大丈夫だということですね。断層と何とおっしゃいましたか。

(環境政策課) 破砕帯です。東京電力は、破砕帯があることは認識しているが、活断層ではないという認識です。

(委員) それと、ダムの放流の問題があります。ここでは「各ダムの操作規定及び操作細則による。」で終わっていますが、過去の放流による災害が起きたときも、おそらく操作細則あるいは操作規定に従って放流していると思います。それでも、ああいうことが起こったということなので、この一文で片付けるのではなく、もう少し具体的に、一歩突っ込む必要があるのではないかと感じています。

(部会長) 今回申し入れをしてこの古い資料しか出てきていないので、東京電力からはこれ以上の回答はいただけないのでしょうか、今回あった事案からも放流量は問題になりますから、引き続きもう一度申し入れをしていただいて、危機管理の観点からもきちんとしておいた方が良いでしょうね。

(委員) やはり東京電力は、市民に対してあるいは自治体に対しては、できる限り親切丁寧に説明するのが義務だと思いますので、放流量に対して情報提供させるべきです。

(委員) それと、東京電力は「震度4の地震が来たら点検する」としていますよね。震度7の時はどうなるのか。大きな地震で何かがあったときに追及される可能性もあるかもしれない。「震度が幾つの大きさのときにダムは潰れるのか」これについて東京電力は言わないかもしれないが、そこをしっかりとっておかないと、その後の災害廃棄物の処理の話が違う方向に行ってしまうのではないかと思います。

(部会長) この辺りは、引き続き東京電力へ申し入れをしていただく方が良いでしょうね。砂防ダムについて「砂防事務所へ確認中」としているものはどうですか。

(環境政策課) 砂防事務所へ、砂防ダムが決壊した場合どのくらい下流域に土砂堆積が進むかの想定を行っているかと聞いたところ、そのような想定は行っていないと回答を頂いています。それと、ダムを設計する場合、地震に対してどのような計算がなされているかと聞いたところ、国交省の河川防災技術基準の計算式をもとに、地震外力を砂防ダムごとに計算してそのうえで設計し、建設後は点検を随時行って必要に応じて補修、補強を行っているという回答を頂いています。

(部会長) 今回の事案では想定外ということなのですね。

(環境政策課) 設定した外力を超えてしまうと決壊の可能性は出てきてしまうということです。

(部会長) どのようなケースで決壊するのかということは、ある程度推計できるわけですから、どのくらいの降雨量で危ないかはわかるわけですよね。公開はしないのでしょうか。

(委員) 今回、砂防ダムが決壊しているものが幾つかあるわけですが、被害の状況などを調べているかは聞いてみましたか。

(環境政策課) そこまでは聞いていないです。

(委員) 場合によってはダムの決壊に備えなければいけないので、それくらいのところまで突っ込んで聞いた方が良いと思います。

(委員) 今の砂防にも関係するのですが、浸水想定降水量のところ、100年に一度の確率雨量としておきながら、数値を書かないというのは実際にはおかしい話になります。砂防ダムの決壊のことを考えると、やはり想定している数字は書いてほしいところです。ただ、公表していないということですので、意見にとどめておきます。それと、災害事例をピックアップして紹介しているのですが、これは結果だけですよね。どれくらい降ったからこういうことが起きたという簡単なコメントを入れておかないと、ただの羅列した表だけになるので、記載方法は考えていただけたらと思います。それともう1点、アスベストの話です。76、77ページに資料を入れていただいたのですが、これはいわゆる飛散性に関する注意事項ですよ。前回私が話をしたのは、世の中に非飛散性のアスベストはこういうところにこんなものがあるって、それは飛散性になるおそれがあるので災害廃棄物として処理する際にはこのことに注意しなければならない、ということです。結局ほかの建設廃棄物と一緒に扱うでしょうから、そこでますます飛散性になっていく。こういうことが起きますので、非飛散性のアスベストの注意箇所と、どういうものがあるかを必ず入れていただきたいと考えます。

(部会長) 図の中には、「非飛散性」と書いてあるが、具体性がないというご指摘ですね。いわゆる、積み上がって保管するものの中に非飛散性のアスベストが混ざっているということをどのように表現するか、ということかと思えます。

(委員) メインはスレート、Pタイルだと思います。これはつくられた年代によりますが、注意しないと破碎されて全てが飛散性になってしまいます。

(環境政策課) いずれにしても詳細に書き込むことは現実的には難しいので、委員がおっしゃったように、こういうものがあります、こういう可能性があります、というような注意喚起や例示の仕方を工夫し、記載します。

(部会長) 非飛散性のものは、安定型の最終処分場まで行ってしまえば問題ないと思いますが、そこに行く前の仮置場にあるものを動かして、飛散性になってしまうということが問題ですよ。非飛散性のものか飛散性のものかは見てわからないので、「作業する人たちがそのことを念頭に置いて防護服を着用する」といった一般論をまとめる事しか、現状ではできないのではないかと思います。

(委員) 災害時ではなくて、建物の解体の際には行われています。

(部会長) ただ、どの建物の中に埋没しているかが明確でない場合がありますよね。

(委員) 混ざるとわからないですね。

(部会長) そうですよ。なので、基本的には災害に携わる方々には防護服の着用を義務づけるとか、そういうことが必要でしょうね。

(委員) そうなると、ボランティアも当然そうなりますよね。ボランティアサービスも含めて、きちっとした方が良いでしょう。

(部会長) そうですね、具体的に全て羅列することは無理だとしても、防護服の着用はボランティアも含めて記載いただいたほうがいいかもしれません。先ほどの降水量の件は、この間私からも少しお伺いしましたがけれども、県で内部データとしては持っているが、公開したことがないので記載することできないということです。まとめてすべて記載できないのですか。

(環境政策課) そうです。

(部会長) こういう事情があるそうなので、少しおかしな話ですけども、ある意味いたし方ないのかと思います。

(委員) 環境影響評価の際には出てきていました。私が意見を言って日雨量も出しています。

(部会長) 出ていましたか。ただ、奈良井川建設事務所から降水量が出てきていないとすると、おそらく公開していないということかと思っています。

(委員) どの環境影響評価をするときも災害については検討しますので、そのときに、24時間降水量を出してくださいと意見をいつも言います。そうするといつも出てきます。

(部会長) 環境影響評価の場合にはかなり強いものがあるから出てくる可能性がありますし、県が関係していることもあって出てくるのかもしれませんが。今回の申し入れは、しっかりとしていただいているのですが、環境影響評価の事案も少し出していただいで、もう一度念のためお願いできますか。

(委員) この表に記載したからと言って、何も問題はないと思いますし、先ほど意見があったように、記載しないとあまり意味がないと思います。

(部会長) 全く問題はないと思いますが「今まで出していないから」と杓子定規な返答なのだろうと思います。今一度、強い意見があったということを伝えていただいで、申し入れをお願いしたいと思います。

(環境政策課) わかりました。

(部会長) ありがとうございます。今はダム、砂防、ため池、土砂量、降水量、有害物質のところに話は及んでいます。先ほどのボランティアのところは、28から30ページのところに防護服、防塵マスクの話を入れ込むのでしょうか。

(環境政策課) そのようになります。

(委員) ボランティアのところで、仮設トイレの話にも関係するのですが、当然、ボランティアに対する仮設トイレも考えておかなければいけないと思います。92から93ページに松本市であらかじめ用意している仮設トイレと、1基当たり30名利用するとした場合に必要となる仮設トイレの基数の話が出ております。これは被災者に限定した話になると思います。実際には、仮設トイレというのは被災者もそうですが、ボランティアや自衛

隊、消防、警察、あるいは復旧作業をしている人たちも含めて当然必要になるわけです。被災者に対して必要となる分プラスアルファのものを用意すればいいということではないと思います。実際に広島での記録を調べてみますと、平成26年の広島の災害で、100基近くの仮設トイレが、被災者だけではなくいろいろな関係者のために設置しているという話です。この辺りはボランティアの問題もひっくるめて、数が足りているか、場合によっては、業者に頼まなければいけないとすると、災害時に協定等を結んでおかなければいけないということもあると思います。トイレの問題は被災したときに非常に大きな問題になるということは、よく言われることなので、もう少し突っ込んで書き込んでいただきたいと思います。

(部会長) ありがとうございます。これについては検討ということによろしいでしょうか。

(環境部長) これは災害廃棄物の処理についての計画なので、発生直後だけではなく、発生してしばらくしてから3年の間にやる計画です。避難所の対応はすぐにやらなければいけないので、避難所にはまず真っ先に仮設トイレが来ますし、避難所に来るボランティアは避難所のトイレを使います。避難所もいずれ下水が復旧するので徐々に状況が変わるため、仮設トイレが要らなくなる場所もあります。その際には必要な場所へ移動するというのもするため、いきなり最初から全部そろえなければいけないというものではないと思います。ここでは、ボランティアなどのために必要な仮設トイレについて具体的に書き込みようがないと思いますので、このような考え方を書かせていただきます。

(部会長) これについては危機管理の方でも検討はされていますか。

(環境業務課) はい、協定を結んでいるため、業者からくるようになっています。

(委員) ボランティアに関連して、1-5協力・支援体制のところにおいて、「参考」としてボランティアと土砂のことが書いてあります。今までに我々から出た意見がここに書いてあるわけです。繰り返しになりますが、土砂はどのように処理するのかを書き込まなければやはりおかしいように感じます。「道路に積上げた状態」になったことや、その後の「フレコンバック等の泥入れ」のことが書かれているのに、土砂は今回取り扱わないということではおかしいような気がします。

(部会長) 扱いませんではなく、アップデートして入れるということになるわけですが、先生がおっしゃるのは、今回はどこまで書き込むのかということでしょうか。

(委員) そうです。どのように搬出するのも含めてです。

(部会長) 量自体はわかりませんが、方法論は書いておいた方がよいという趣旨ですね。具体的には、記載が望ましいと考えられる箇所はどこでしょうか。

(委員) 量はまだ把握できないとしても、それがどのような手順で仮置場まで行くかを考えておかないと、作業される方が困りますし持って行かないと宣言しているようなものです。もしできるのであれば、明らかな土砂は別のところに運ぶということでも良いと思

ます。それを書き込むと良いかもしれません。要するに、どこへ持っていくのかということです。

(部会長) そうですね。量の議論は別として、少しご検討いただけますでしょうか。

(環境政策課) わかりました。

(部会長) ありがとうございます。

(委員) 別紙1の3ページの仮置場のところですが、今結構問題になっているようですが、被災者が仮置場までどうやって災害廃棄物を持っていくかということが結構問題になっています。もちろん被災者が自分で持っていくのが基本的な原則なのでしょうけれども、例えば排出困難者といいますか、高齢の方などは、被災時にごみを出せない市民の方もたくさんおられると思います。要するに、被災場所から仮置場まで災害廃棄物をどのように持っていくかということを書き込んでおいたほうが良いのではないかと思います。

(環境政策課) 委員がおっしゃるとおり非常によくある話ですが、ここで市民仮置場、1次仮置場というのは区別している中で、市民仮置場についてはある程度生活圏に近いエリアに設置することになると思います。それは今後町会連合会等も含めた調整や協力依頼をすることになるのですが、少なくとも市民仮置場までは、いわゆる地域コミュニティーなども含めた自力での対応をしていただくということになるかと思います。

(委員) もちろんそうなのですが、そうできない人のことも配慮しなければならない。

(環境政策課) できないところは、災害廃棄物だけではなくて、ほかの日常生活でもそういうことがあると思います。それと同じようにやはり共助でやっていただくことになる。

(委員) なので、町会等と話し合いをする際に、こういう項目も加えていくなり、何らかの配慮を計画の中に入れていかかですかという意見です。

(部会長) どのみち改定はしないといけないわけですから、今回検討できるところまで検討して、一文どこかに加えるかも含めて一度検討していただきたい。

(委員) 市民の立場から言いますと、例えば災害にあった人は家にいる場合もあるし避難所にいる場合もあるけど、最初の段階で、正確な情報を流してもらうということが第一です。家の中が浸水したとすると、自分たちと知っている人たちで片付けてしまう。そういうのを写真に撮ったりしなければいけないが、片付けてしまっただとその後の補償がもらえないということもある。町会長を通して情報を流すのか、その場合、町会に入っていない人もいるから、そういう人にはどうやって情報を流すのか。そういうことを初期の段階からきちっとしておけば良いと思います。ごみについても、どんな人だって自分のものを出したいと思うのだけど、出して良いとしてから出すのか、勝手に出すのか。関東大震災のころの古い写真を見ると、天皇陛下の通る大通りには何もないが、両脇にはごみが山のようになっている。松本方式ではないけれども、初期の段階からどうするのかを具体的なものを出してもらいたいと思います。

(環境政策課) 今のお話、まさしくその通りですけど、結局、周知啓発というところに関わってくると思います。いざ発災した時というよりも、平時からよく理解してください

ということをお伝えしておくことの方が大事だと思います。この周知啓発という項目を中心に、今後としては、パンフレットを作ったり必要に応じて出前講座のようなことをしたりして、周知啓発しご理解していただくことを考えています。再三同じことを言って申し訳ないのですが、災害廃棄物ということに限らず、避難所のことや、補助金、保険のことなどもその中に含まれるかと思しますので、いろいろな形で広報、周知に努めることになるかと思えます。

(部会長) 今おっしゃったことが、平時からの対策が一番大切だ、ということだと思うのですが、一方で、無関心という方も多くおられる場合に、災害が起きたときにどのようなアクションをとるか。例えば、ごみの分別のようなわかりやすい図などが、家庭に1個あれば、災害があったときにぱっと見れる。それまでに燃えてしまったらどうしようもないですけど、1枚物なり2枚物なりで、初期のアクションがどのようになるのかが理解できるようなものを、今後は考えておく必要があると思います。

(委員) 災害の時のための冊子か何かありましたよね。

(部会長) 別にごみだけに限らなくても良いですけど、初期のアクションに対する啓発が非常に重要な課題のような気がします。

(委員) 今の啓発のところで少しお願いしたい。昨日、停電があったと聞いています。中電に電話しても全然わからないし、市役所もわからないということで、どうしたらいいかわからないという話になりました。周知啓発の中で、32ページに住民等への啓発・広報ということでSNSと載っています。最近では、若い人もお年寄りも含めてスマホを持っている人がかなり多いです。そうすると、スマホのSNSを通じて周知啓発するということを実践的に考える必要があるのではないかと思います。そこへアクセスしたらすぐわかるという状態をつくっておく。携帯ですと停電は関係ないですから、当面動くわけですから。ある意味で一番独立性、完結性の強いものですから、スマホを中心とした情報提供ということの本格的に考えていく必要があるのではないかと思います。あるいは、それを担当する部署ということもひっくるめて考えていく必要があるのではないかと思います。

(部会長) これは危機管理部になるのでしょうか。松本市としては携帯で情報を流すことは考えられているのでしょうか。

(環境政策課) 今回の台風21号に関しても市の広報というページで、時系列でいろいろな情報を発信していました。今までは廃棄物という概念がなくて、避難についてのことを一生懸命やっていた。その中の一つのメニューとして廃棄物のことも入れていくことになるだろうというイメージを持っています。いずれにしても今後は、ホームページなどのツールが一番迅速、的確ということで頼りになるという認識は持っています。

(部会長) ミサイルが飛んだときに全国民にアラームが鳴りましたが、例えば、地域限定で松本市の情報を松本市民に伝える手法はないですか。

(環境政策課) 登録していただくのが条件になりますが、ホームページで松本市の危機管理情報、「松本安心ネット」というものを開設しています。

(部会長) 一人でも多くの人たちに伝える手段を一つでも二つでも考えていただいたほうが良いと思います。

(委員) ホームページは角が切れないようなスマホ版を作った方が良いでしょう。大学などもスマホ版を作っています。

(環境政策課) スマホ対応のホームページになっています。おそらく実際の災害の際には、いろいろな情報はオミットして、災害の情報だけが出るようになると思います。

(委員) 大きなバナーをつくってやってもらうのも良いと思います。

(委員) 少し細かいですが、16 ページの下から 2 番目のところに「便乗ごみの排出、不法投棄」について書いてありますが、この便乗ごみが、例えば物置にあったもともと使っていなかったようなものまでも、このときとばかりに出す人がとても多いと思います。

(部会長) それはモラルに頼るしかないですね。どうしようもないです。禁止はできません。

(委員) 家にそのまま置いておくわけにはいかない。計画にはうまくは書いてあるけど、「絵に描いた餅」になりそうな気がする。

(環境政策課) そういう細かいところは対応しようがないので、だからあえて書いてあるということです。

(部会長) あとはいかがでしょうか。前回出た御意見に対する回答ということで、おおむね今御指摘はいただいたと思いますが、よろしいでしょうか。この後のため池の資料について、あるいは別紙 1 - 1 で出ておりますけれど、よろしいでしょうか。

(委員) 先ほどの土砂について、具体的に 15 ページの「対象とする廃棄物」で、決まっているのですよね。ここから土砂が抜けているのだと思います。ですから、この下かもしくは、22 から 23 ページの欄外にでもつけ加えるということではないでしょうか。

(部会長) 現実的な対応として、今御指摘いただいた 15 ページですとか 22 ページのあたりにつけ加えることを検討いただくということをお願いします。

(環境政策課) ありがとうございます。

(部会長) そうしましたら、今御指摘いただいた前回専門部会で出た御意見とその対応のところからひとまず離れた上で、今回、それ以外のところについても御指摘を頂きたいということですが、何かございますか。

(委員) 災害廃棄物処理計画は、普通の計画と違って常に変えていかないといけない計画だと思います。5年に一回修正するというのとは違うので、どういうときに計画を修正していくかということをはっきりと書いておくほうが良いのではないかと思います。36 ページに、「災害廃棄物処理計画の点検・改定」という項目がありまして、その真ん中あたりに、「なお、計画の見直しは、関係法令や国の対策指針の改定があった場合、本市の地域防災計画や被害想定等の計画の前提となっている諸条件に変更がある場合、災害の発生等により新たな知見が得られた場合等」と書いてあり、これは的確な書き方だと思うのですが、できたら、箇条書きか何かで、はっきりわかるように丁寧に書いておいたほうが良

いのではないかと思います。非常に大事なことなので、柔軟に対応していくという意味でも大事なことは、はっきりとおいたほうが良いと思います。広島県などでは非常にはっきり書いています。

(部会長) 計画の改定については、まだ明確には決まっていらないのですよね。

(環境政策課) 今御指摘のとおり、常に修正を加えていく必要があると思いますが、市の地域防災計画は5年サイクルで大きな見直しをしているので、基本はやはりサイクルで見直していくことになろうかと思います。ただ、先ほどから出てきているような知見、実際の災害から得る知見も蓄積されていきますから、これはマイナーチェンジといいますか、必要な部分は都度対応していくことになります。

(部会長) 書いておかないと結果的にこぼれてしまう可能性がありますので、記載は明確にしておいていただきたいと思います。そのほかいかがでしょうか。おおむね意見は出尽くしたようですが、今回、全てが皆さんからいただいた御意見のとおりにならないものもあり、特に東京電力の部分はあまりのありきたりに驚くものがありましたけれども、現状はこういうことになります。今後アップデートしていくということで御理解いただければと思います。

(委員) 東京電力との協力体制はないのですか。民間事業者との連携のところに表がありますが、このところに具体的に入れると良いかと思います。一緒にやっっていこうというのは何も悪いことではないので、考えてみてください。

(環境政策課) その点は、災害廃棄物という切り口だけにとどまらないと思いますので、危機管理全体の対応のところで、正確ではないですが、協定のようなことができていると思います。

議事(2) 次回の専門部会について (環境政策課)

次回専門部会は平成30年11月5日(月)午前10時から開催することになりました。

3 閉会